



親海外居住・子国内居住の児童手当

第 332 回

中島さん：こんにちは、みらいさん。今日は、海外勤務に伴う児童手当の扱いについて相談させていただきます。

みらい：もちろんです。児童手当は、市区町村が日本国内に住所のある高校生年代までの児童を養育している人に対して支給される制度ですね。どのようなご相談でしょうか。

中島さん：実は仕事の都合で、夫婦そろって海外に住むことになったのですが、中学 1 年生の息子だけは卒業まで日本に残ることになりました。進学や生活環境を考え、息子は祖父母と一緒に暮らすことにしたのですが、この場合、児童手当がどうなるのかが気になっています。

みらい：なるほど。ご両親は海外に居住し、児童は日本国内で祖父母と生活するんですね。

中島さん：はい。親の代わりに祖父母と生活した場合でも、支給対象となるでしょうか。

みらい：はい、現在の制度では、日本にいる祖父母などを「父母指定者（親の代わりに手当を受け取る人）」として指定することで、指定された方が児童手当を受け取ることができます。両親が海外に居住している場合でも、子どもを実際に養育している方が日本国内にいれば、支給対象となります。

中島さん：祖父母でも受け取れると聞いて安心しました。息子は祖父母と同居する予定ですが、もし将来、学校の寮に入ることになった場合はどうなりますか。

みらい：児童が単身で学校の寮などに入っていて、父母指定者と別居している場合でも、生活費の負担や日常的な見守りなど、養育の実態が認められれば引き続き支給されます。

中島さん：それは心強いです。では、具体的な手続きはどのように進めればよいでしょうか。

みらい：まず、中島さんご夫妻が海外へ転出する際に、住民票の転出手続きを行います。その後、父母指定者となる方が児童の住所地の市区町村で支給申請し

ます。必要書類や提出方法は市区町村ごとに異なる場合がありますので、事前に窓口で確認されることをおすすめします。

中島さん：わかりました。ちなみに、もし将来、子ども自身が海外に住むことになった場合はどうなりますか。

みらい：児童が海外に住んでいる場合、その児童分は原則として支給されません。ただし、留学を目的として海外に居住している場合で、日本国内に一定期間住所を有していたことなど、所定の要件を満たせば、例外的に支給されるケースもあります。

中島さん：なるほど。家庭の事情によって細かな違いがあるのですね。

みらい：そうですね。また、2024 年 10 月分から支給要件が見直され、所得制限が撤廃されています。これまでは、高所得世帯などは支給対象外となる場合がありましたが、現在は所得にかかわらず全額支給されるようになりました。

中島さん：年収が上がっても支給を受けられるのは助かりますね。

みらい：そうですね。手当を受けるためには父母指定者の届け出が必要ですので、転出の際に忘れずに対応してくださいね。

中島さん：はい。ありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内 25 拠点)

現地法人：中国 (北京・上海・深セン)・マレーシア (KL)・ベトナム (ハノイ・ホーチミン)・シンガポール・タイ (バンコク)・バングラデシュ (ダッカ)
JapanDesk：米国 (LA)・中国 (大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア・インド・ネパール・スリランカ

URL：http://www.miraic.jp/